

組合員の皆様

2016年7月7日

休航戻しについて

先般、休航戻しに関する見直しが行われましたので、これに係るクラブルール（保険約款）および申請手続きについて、組合員の皆様にご案内申し上げます。

クラブルール

当クラブでは休航する加入船舶に関して、具体的な要件をクラブルールの 18.8 条および 18.9 条で規定しております。保険料の払戻しを受けるためには、船舶が（1）安全な港で（2）貨物を積載せずに連続 30 日を超えて、休航していることが条件となります。保険料の払戻しは、休航中に港内を移動した期間に応じて減額されます。オーバースピル保険料の払戻しはありません。クラブ管理者と別段の合意がない限り、（1）当該船舶の安全確保に必要な保安・保守要員以外の船員が船上にいる場合、または（2）当該船舶の安全確保以外の目的で修理が行われている場合には、保険料の払戻しはありません。

クラブ管理者と別段の合意がない限り、休航する船舶は、管理者が承認した船級協会による船級を完全に維持していなければなりません。船舶がすでに休航し、かつ現時点で船級要件を満たしていない場合、当該組合員は 30 日以内に管理者に承認の再申請をする必要があります。

申請について

休航による保険料の払戻しを申請する場合は、別紙 1 の「休航戻し申請書」をご提出ください。保険年度終了後 3 カ月以内に当クラブに通知をしない限り、払戻しはできませんのでご注意ください。

.. / ...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

再就航

当クラブでは、連続 90 日を超えて休航する加入船舶に関して、具体的な要件をクラブ規則の 15.5 条で規定しております。

クラブ管理者と別段の合意がない限り、組合員は船舶が運航を再開する 7 日前までにその意図を管理者に通知する必要があります。管理者は通知を受領した後、管理者が任命したサーベイヤーによる当該船舶のリスク検査を受けるよう、組合員に求める場合があります。組合員が再就航の意図を当クラブに通知しなかった場合には、理事会が別段の判断をしない限り、クレームの回収は認められませんのでご注意ください。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)